

法律科目試験 「民事法系」 問 題

民事法系 1 (配点 160 点)

I 次の事項について、その違いが分かるように、各問 300 字以内で説明しなさい。

- (1) 第三者弁済と代価弁済
- (2) 相続の放棄と遺留分の放棄

II Aは、6 畳間と台所、トイレ、浴室から成る単身者用住戸を 10 戸そなえた建物（アパート）甲を所有している。Aは 2021 年 4 月 1 日に、甲の 10 戸のいずれについても転貸を承諾するという約定のもと、甲の全体を期間 20 年でBに賃貸した。C1～C10 は、Bから甲の各住戸の賃貸（転貸）を受けて居住している者たちである。

甲の 10 戸のいずれにも、エアコンが設置されていなかった。Bは、甲の各住戸にエアコンを設置して物件の魅力を高め、今後、新規の賃貸借契約を結んだり現在の居住者との賃貸借契約を更新したりする際には、より高い賃料を取ることにしようと考えて、Aの承諾を得た上で、2023 年 4 月 1 日に、エアコン設置業者Dに対し、計 50 万円（1 戸あたり 5 万円。なお、Dが調達し設置するエアコンの型やDの工事の内容は各住戸で同じであるものとする。）で 10 戸すべてにエアコンを設置する工事を依頼した（以下、このBD間の契約を「本件契約」という。）。本件契約では、工事代金の支払時期は、工事の完了日の 2 週間後と定められた。

上記の事実関係を前提として、次の問(1)および問(2)に解答しなさい。なお、両問は独立した問題である。

問(1)

本件契約では、Bの責任において、エアコン設置作業ができるよう設置工事日までに 6 畳間を適宜片づけることを、各戸の居住者に依頼し、実行させることとされていた。また、設置工事日は、Dが 2023 年 6 月 1 日開始の別件の大規模な工事にかかりきりになる予定であることをBおよびDにおいて考慮したうえ、同年 5 月 18 日と定められた。

2023 年 5 月 18 日にDが設置工事のための必要な準備を整えて甲に赴いたところ、C1～C9 が居住する住戸については、片づけができており、設置工事を完了させることができたが、C10 が居住する住戸（以下「本件住戸」という。）については、片づけが全くできていなかったため、設置工事に着手することができなかった。Dは、本件住戸の片づけができれば連絡をしてくれればその翌日には設置工事に行くようにするが、ご承知のように同年 6 月に入ったらとても忙しくなるので同年 5 月中に連絡がほしい、とBに告げ、その後、DからもBに何度か状況を尋ねるための電話をしたが、結局、同年 5 月中に本件住戸の片づけがされることはなく、そのため本件住戸にはエアコンが設置されないままとなっている。

2023年6月15日に、DはBに対して、50万円の支払を求めた。このとき、Dの請求が全部または一部認められるかどうかについて論じなさい。

問(2)

Dは、甲の10戸全部について、エアコン設置工事を2023年5月18日に完了させた。ところが、Bは同年5月30日に倒産したため、Dは工事代金50万円について、Bから支払を受けることが全くできていない。

他方でAは、Bが賃借人としての義務に著しく違反したことを理由として、2023年5月28日にBに到達した書面により、甲の賃貸借契約を解除する旨の意思表示をした（この解除の有効性については争いがないものとする。）。同年5月31日に、AはC1～C10との話し合いのうえ、甲の各住戸につき、従前どおりの条件で、C1～C10とのあいだで直接、賃貸借契約を結ぶこととし、C1～C10は従前どおりの賃料額をAに支払っている。Aは、今後、甲の各住戸につき新規の賃貸借契約を結んだり現在の居住者との賃貸借契約を更新したりする際には、エアコンが設置された物件であることに見合った、より高い賃料を取ることになろうと考えている。

2023年6月15日に、DはAに対して、50万円の支払を求めた。このとき、Dの請求が全部または一部認められるかどうかについて論じなさい。

民事法系 2 (配点 80 点)

Ⅲ 次の事項について、それぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 取次ぎに関する行為の意義
- (2) 一般線引小切手の意義と効力

Ⅳ 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。Aは、甲社の代表取締役であり、BおよびCは、甲社の取締役であり、Dは、甲社の監査役である。

甲社代表取締役Aは、Bに金銭の貸付け（以下「本件貸付け」という。）をした。本件貸付けは、甲社においては、会社法によって取締役会の決定が必要とされる重要な財産の処分その他の重要な業務執行には該当しない。

以下の問1から問3までについて、答えなさい。各問は、独立した問題である。

問1 Bは、甲社の取締役会の承認を受けて、本件貸付けを受けた。取締役会の承認は、A、BおよびCが議決に加わり、AおよびBの賛成をもって行われた取締役会の決議に基づく。本件貸付けの効力について、説明しなさい。

問2 Bは、甲社の取締役会の適法な承認を受けて、本件貸付けを受けた。その後、本件貸付けに係る金銭の返還期限が過ぎた。Bは、金銭の返還をせず、また、甲社は、Bに対して金銭の返還を請求しないでいる。甲社の株主Eは、甲社に対し、Bの本件貸付けに係る金銭の返還債務についての責任を追及する訴えの提起を請求することができるかについて、説明しなさい。

仮に、Eが、甲社に対し、Bの責任を追及する訴えの提起を請求できるとすると、甲社を代表してその請求を受ける者が誰であるかについて、説明しなさい。

問3 Bは、甲社の取締役会の適法な承認を受けて、本件貸付けを受けた。Bは、本件貸付けに係る金銭の返還をしないまま、無資力となった。本件貸付けに関して、AとCとがそれぞれ甲社に対して負う会社法上の損害賠償責任について、説明しなさい。